

# 仕 様 書 (企画提案用)

## 1. 業務件名

地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）策定による効果等の調査

## 2. 業務目的

令和2年11月の改正地域公共交通活性化・再生法の施行により、地方公共団体による地域公共交通計画（旧：「地域公共交通網形成計画」）の作成が努力義務化され、原則として全ての地方公共団体が、協議会方式で計画を作成することとされた。

現在、関東運輸局管内（以下、「管内」という。）では105件の地域公共交通計画（以下、「計画」という。）が策定されており、今後、計画未策定の地方公共団体に対して、関東運輸局としてより一層、計画策定の促進に取り組む必要があるが、計画未策定の地方公共団体からは計画策定までの手順や検討すべき事項等が不明といった計画策定までの課題や、計画策定後の運用や効果等が見えてこないとの声も聞こえている。

また、交通圏の範囲が複数の市区町村にまたがる場合は、都県と関係市区町村が連携して広域的な計画を策定できるところ、管内では策定が進んでおらず、市区町村単位同様に計画策定の促進に取り組む必要がある。

そのため、計画未策定の地方公共団体が計画策定に取り組む動機付けに資するものとなる具体的な効果等を調査し、地方公共団体に示すことにより、管内における計画策定の推進を図ることを目的とする。

## 3. 業務内容

### (1) 管内市区町村へのアンケート調査

- ・国土交通省ホームページに掲載されている計画策定済みの管内市区町村を確認した上で、計画策定に至った背景・要因、計画策定までの課題及び計画策定による効果やメリット等について調査票を作成し、該当する地方公共団体に対して配布・回収を行う。

※参考 国土交通省ホームページ：

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html)

- ・計画未策定の管内市区町村を確認した上で、計画未策定の要因、策定の課題等について調査票を作成し、該当する地方公共団体に対して配布・回収を行う。

### (2) 具体的な効果等の分析・検証

- ①アンケート調査結果を分析し、管内の全般的な状況を把握するとともに、
  - ・計画を策定したことによりコミュニティバスの収支率が大幅に上昇した等の際立った効果を上げている市区町村5箇所程度を抽出し、計画がどのように機能し、なぜ効果を上げることができたのか
  - ・計画策定後に公共交通利用者が想定を下回る等効果に課題が生じている市区町村5箇所程度を抽出し、なぜ計画の実施に当たり課題が生じているのか
  - ・計画未策定の市区町村5箇所程度を抽出し、なぜ、計画策定に至らないのか等について、ヒアリング等により詳細に確認した上で、分析・検証を行う。
- ②①で抽出した計画を策定したことにより効果を上げている市区町村内を運行している運行事業者5社程度を抽出し、計画が策定されている場合の運行事業者側のメリット等についてヒアリング等により確認した上で、まとめを行う。

### (3) 関東運輸局管外の道府県へのヒアリング

関東運輸局が選定する関東運輸局管外で計画を策定している道府県に対して計画策定に至った背景・要因、計画策定までの課題及び計画策定による効果やメリット等について WEB 会議システム等を活用したヒアリングにより確認した上で、まとめを行う。

### (4) 計画の策定を促すためのパンフレットの作成

(1)、(2)及び(3)の調査内容を踏まえ、計画策定までの手順や方法、計画策定に取り組む動機付けに資するものとなる具体的な効果等を明示し、計画未策定の市区町村に対して計画の策定を促すためのパンフレットを作成する。

### (5) 業務の打合せ

業務の打合せは、適宜開催とする。

また、有識者より助言を得るため、関東運輸局が選定する2名程度の有識者を交えての WEB 会議システム等を活用した打ち合わせを2回程度実施するので、当該打ち合わせに係る事務等（有識者への連絡・調整及び謝金の支給等を含む）を行うこと。

### (6) 報告書作成

上記の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

### (7) ヒアリング及び打ち合わせについて

ヒアリング及び打ち合わせの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等、感染症対策に留意して行うこと。

## 4. 企画提案事項等

企画提案にあたっては、上記3. (1)～(7)に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手段・留意点等を明示すること。また、その際に以下の事項については必ず提案等すること。

- 3. (1) の計画策定または計画未策定の市区町村に対して行うアンケート項目を具体的に提案すること。
- 3. (2) の効果等の分析・検証について、効果を上げているといえるのはどのような場合か（また、効果に課題が生じているのはどのような場合か）を分析する方法を具体的に明示するとともに、企画提案者が把握している計画を策定したことにより効果を上げている（または効果に課題が生じている）市区町村の実例を上げ、調査対象としてふさわしい市区町村を数箇所提案すること。
- 3. (4) のパンフレットの作成について、計画未策定の市区町村に対して計画策定に取り組む動機付けに資するものとなる情報の提供という業務目的を踏まえ、パンフレットが計画策定を促せる内容とするための工夫等について提案すること。

## 5. 履行期間

- 契約の日～令和4年3月31日（木）

## 6. 成果物

### (1) 提出物

報告書：15部（A4 版カラー印刷）

パンフレット：100部（A4 版カラー印刷5ページ程度）

報告書及びパンフレットの電子データ CD-ROM：1枚（ファイル形式ごと）

◆電子データは、Microsoft Word2013,Microsoft Excel2013,Microsoft Power Point2013 により編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。

◆報告書の用紙等は、グリーン購入法の判断の基準等に基づき、環境負荷の低減に配慮すること。

(2) 提出期限

令和4年3月31日(木)

(3) 提出先

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階  
関東運輸局交通政策部交通企画課

7. 監督職員

関東運輸局交通政策部交通企画課課長補佐

8. その他

本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、関東運輸局交通政策部交通企画課(以下「担当課」という。)と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、担当課は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。

また、この業務の内容及び業務遂行上知り得た秘密事項について、担当課の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。